

平成28年度

予 算 書

一 般 会 計
特 別 会 計
国 民 健 康 保 險
後 期 高 齡 者 医 療
介 護 保 險
公 共 下 水 道 事 業
生 活 排 水 処 理 事 業
笠 木 簡 易 水 道 事 業
水 道 事 業 会 計

鹿 児 島 県 曾 於 市

目 次

○ 一般会計

予 算	1
第1表 歳入歳出予算	2
第2表 継続費	7
第3表 債務負担行為	8
第4表 地方債	9

○ 国民健康保険特別会計

予 算	11
第1表 歳入歳出予算	12

○ 後期高齢者医療特別会計

予 算	17
第1表 歳入歳出予算	18

○ 介護保険特別会計

予 算	21
第1表 歳入歳出予算	22

○ 公共下水道事業特別会計

予 算	25
第1表 歳入歳出予算	26
第2表 地方債	28

○ 生活排水処理事業特別会計

予 算	29
第1表 歳入歳出予算	30
第2表 地方債	32

○ 笠木簡易水道事業特別会計

予 算	33
第1表 歳入歳出予算	34
第2表 地方債	36

○ 水道事業会計

予 算	37
-----------	----

一 般 会 計

平成28年度曾於市一般会計予算

平成28年度曾於市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21,915,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(継続費)

第2条 地方自治法第212条第1項の規定による継続費の経費の総額及び年割額は、「第2表 継続費」による。

(債務負担行為)

第3条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第3表 債務負担行為」による。

(地方債)

第4条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第4表 地方債」による。

(一時借入金)

第5条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第6条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費（賃金に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月19日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 市税		2,895,690
	1 市民税	1,045,476
	2 固定資産税	1,498,021
	3 軽自動車税	162,542
	4 市たばこ税	189,651
2 地方譲与税		228,300
	1 地方揮発油譲与税	65,300
	2 自動車重量譲与税	163,000
3 利子割交付金		3,500
	1 利子割交付金	3,500
4 配当割交付金		9,200
	1 配当割交付金	9,200
5 株式等譲渡所得割交付金		6,600
	1 株式等譲渡所得割交付金	6,600
6 地方消費税交付金		575,900
	1 地方消費税交付金	575,900
7 自動車取得税交付金		21,800
	1 自動車取得税交付金	21,800
8 国有提供施設等所在市町村助成交付金		1,200
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,200
9 地方特例交付金		8,900
	1 減収補てん特例交付金	8,900
10 地方交付税		8,422,000
	1 地方交付税	8,422,000
11 交通安全対策特別交付金		5,700
	1 交通安全対策特別交付金	5,700

(単位：千円)

款	項	金 額
12 分担金及び負担金		206,115
	1 分担金	4,570
	2 負担金	201,545
13 使用料及び手数料		284,384
	1 使用料	248,183
	2 手数料	36,201
14 国庫支出金		2,715,411
	1 国庫負担金	2,000,256
	2 国庫補助金	706,228
	3 委託金	8,927
15 県支出金		2,030,143
	1 県負担金	952,110
	2 県補助金	966,504
	3 委託金	111,529
16 財産収入		188,939
	1 財産運用収入	21,468
	2 財産売却収入	167,471
17 寄附金		255,003
	1 寄附金	255,003
18 繰入金		1,614,039
	1 基金繰入金	1,614,036
	2 他会計繰入金	3
19 繰越金		50,000
	1 繰越金	50,000
20 諸収入		146,276
	1 延滞金加算金及び過料	1,903

(単位：千円)

款	項	金額
	2 預金利子	1,045
	3 受託事業収入	3,189
	4 雑入	140,139
21 市債		2,245,900
	1 市債	2,245,900
歳	入	合
	計	21,915,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		190,363
	1 議会費	190,363
2 総務費		1,987,268
	1 総務管理費	1,512,631
	2 徴税費	246,276
	3 戸籍住民基本台帳費	141,346
	4 選挙費	73,192
	5 統計調査費	1,744
	6 監査委員費	12,079
3 民生費		7,663,182
	1 社会福祉費	4,692,253
	2 児童福祉費	2,299,807
	3 生活保護費	669,769
	4 災害救助費	1,353
4 衛生費		1,262,689
	1 保健衛生費	698,242
	2 清掃費	564,447
5 労働費		1,912
	1 労働諸費	1,912
6 農林水産業費		2,569,595
	1 農業費	2,373,648
	2 林業費	195,827
	3 水産業費	120
7 商工費		720,306
	1 商工費	720,306
8 土木費		2,145,321

(単位：千円)

款	項	金 額
	1 土木管理費	139,665
	2 道路橋梁費	1,178,409
	3 河川費	22,900
	4 都市計画費	188,915
	5 下水道費	113,393
	6 住宅費	502,039
9 消防費		805,472
	1 消防費	805,472
10 教育費		1,484,064
	1 教育総務費	552,735
	2 小学校費	248,699
	3 中学校費	134,695
	4 幼稚園費	16,321
	5 社会教育費	400,262
	6 保健体育費	131,352
11 災害復旧費		29,266
	1 農林水産施設災害復旧費	19,553
	2 公共土木施設災害復旧費	9,713
12 公債費		3,025,562
	1 公債費	3,025,562
13 予備費		30,000
	1 予備費	30,000
歳 出	合 計	21,915,000

第2表 継続費

(単位:千円)

款	項	事業名	総額	年度	年割額
2	1	総務管理費	市勢要覧制作事業	平成28年度	1,620
				平成29年度	500
2	1	総務管理費	第2次男女共同参画プラン策定事業	平成28年度	1,500
				平成29年度	1,500
8	4	都市計画費	都市計画マスタープラン策定事業	平成28年度	4,000
				平成29年度	6,765

第3表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
商工業者の設備投資資金に対する利子補給	平成29年度から 平成30年度まで	5,800
商工業者の経営改善資金(運転資金)に対する利子補給	平成29年度から 平成30年度まで	6,600
土地改良施設維持管理適正化事業(川床地区)	平成29年度から 平成32年度まで	629
土地改良施設維持管理適正化事業(吉井地区)	平成29年度から 平成32年度まで	1,086
土地改良施設維持管理適正化事業(里脇地区)	平成29年度から 平成32年度まで	2,173
小学校教育用パソコン等整備に対する貸貸借料	平成29年度から 平成33年度まで	77,834

第4表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
まちづくり基金造成事業	47,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金等につい て、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
定住促進対策事業	44,200	〃	〃	〃
高齢者福祉事業	50,900	〃	〃	〃
少子化対策事業	50,900	〃	〃	〃
医療センター負担金	31,800	〃	〃	〃
県営畑地帯総合整備事業負担金	245,000	〃	〃	〃
県営中山間地域総合整備事業負担金	17,700	〃	〃	〃
県営特殊農地保全整備事業負担金	4,800	〃	〃	〃
県営農村振興総合整備事業負担金	30,200	〃	〃	〃
農業後継者等育成対策事業	12,200	〃	〃	〃

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
県営かんがい排水事業負担金	42,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し 方式で借入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金等につい て、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
県営農地整備事業（畑地帯担い手支援型）負担金	40,500	〃	〃	〃
県営農村地域防災減災事業負担金	5,200	〃	〃	〃
道路改良整備事業	589,300	〃	〃	〃
排水路整備事業	108,800	〃	〃	〃
地域振興住宅建設事業	118,600	〃	〃	〃
消防防災施設整備事業	78,400	〃	〃	〃
消防車両導入事業	47,900	〃	〃	〃
臨時財政対策債	680,000	〃	〃	〃

国民健康保険特別会計

平成28年度曾於市国民健康保険特別会計予算

平成28年度曾於市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ7,085,201千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月19日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		815,763
	1 国民健康保険税	815,763
2 使用料及び手数料		110
	1 使用料及び手数料	110
3 国庫支出金		1,848,968
	1 国庫負担金	1,127,717
	2 国庫補助金	721,251
4 療養給付費等交付金		295,190
	1 療養給付費等交付金	295,190
5 前期高齢者交付金		1,190,580
	1 前期高齢者交付金	1,190,580
6 県支出金		357,171
	1 県負担金	44,300
	2 県補助金	312,871
7 共同事業交付金		1,590,511
	1 共同事業交付金	1,590,511
8 財産収入		1
	1 財産運用収入	1
9 繰入金		787,888
	1 他会計繰入金	730,477
	2 基金繰入金	57,411
10 繰越金		196,929
	1 繰越金	196,929
11 諸収入		2,090
	1 延滞金・加算金及び過料	13
	2 預金利子	1

(単位：千円)

款	項	金額
	4 雑入	2,076
歳入	合計	7,085,201

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		65,817
	1 総務管理費	62,200
	2 徴税費	2,421
	3 運営協議会費	549
	4 趣旨普及費	647
2 保険給付費		4,235,675
	1 療養諸費	3,655,079
	2 高額療養費	556,396
	3 移送費	200
	4 出産育児諸費	21,000
3 後期高齢者支援金等		599,858
	1 後期高齢者支援金等	599,858
4 前期高齢者納付金等		296
	1 前期高齢者納付金等	296
5 老人保健拠出金		60
	1 老人保健拠出金	60
6 介護納付金		341,369
	1 介護納付金	341,369
7 共同事業拠出金		1,757,367
	1 共同事業拠出金	1,757,367
8 保健事業費		69,546
	1 特定健康診査等事業費	31,558
	2 保健事業費	37,988
9 公債費		1,110
	1 公債費	1,110

(単位：千円)

款	項	金額		
10 諸支出金		4,103		
	1 償還金及び還付加算金	4,103		
11 予備費		10,000		
	1 予備費	10,000		
歳	出	合	計	7,085,201

後期高齢者医療特別会計

平成28年度曾於市後期高齢者医療特別会計予算

平成28年度曾於市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ560,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

平成28年2月19日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		289,722
	1 後期高齢者医療保険料	289,722
2 使用料及び手数料		11
	1 手数料	11
3 繰入金		269,954
	1 一般会計繰入金	269,954
4 繰越金		100
	1 繰越金	100
5 諸収入		513
	1 延滞金及び加算金	1
	2 償還金及び還付加算金	510
	3 預金利子	1
	4 雑入	1
歳 入 合 計		560,300

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		27,557
	1 総務管理費	27,026
	2 徴収費	531
2 後期高齢者医療広域連合納付金		532,231
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	532,231
3 諸支出金		512
	1 償還金及び還付加算金	510
	2 繰出金	2
歳 出	合 計	560,300

介 護 保 険 特 別 会 計

平成28年度曾於市介護保険特別会計予算

平成28年度曾於市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ5,458,708千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

平成28年2月19日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 保険料		764,839
	1 介護保険料	764,839
2 使用料及び手数料		20
	1 手数料	20
3 国庫支出金		1,562,863
	1 国庫負担金	934,917
	2 国庫補助金	627,946
4 支払基金交付金		1,453,295
	1 支払基金交付金	1,453,295
5 県支出金		766,317
	1 県負担金	745,467
	2 県補助金	20,850
6 繰入金		899,350
	1 一般会計繰入金	839,350
	2 基金繰入金	60,000
7 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
8 諸収入		6
	1 延滞金加算金及び過料	2
	2 預金利子	1
	3 雑入	3
9 分担金及び負担金		1,896
	1 負担金	1,896
10 財産収入		122
	1 財産運用収入	122
歳 入	合 計	5,458,708

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		159,856
	1 総務管理費	97,716
	2 徴収費	618
	3 介護認定審査会費	61,522
2 保険給付費		5,170,416
	1 介護サービス等諸費	4,449,999
	2 介護予防サービス等諸費	281,877
	3 その他諸費	5,000
	4 高額介護サービス等費	129,000
	5 高額医療合算介護サービス等費	23,600
	6 特定入所者介護サービス等費	280,940
3 地域支援事業費		108,341
	1 介護予防事業費	21,775
	2 包括的支援事業・任意事業費	86,566
4 基金積立金		123
	1 基金積立金	123
5 公債費		1,110
	1 公債費	1,110
6 諸支出金		6,052
	1 償還金及び還付加算金	6,051
	2 繰出金	1
7 予備費		12,810
	1 予備費	12,810
歳 出	合 計	5,458,708

公共下水道事業特別会計

平成28年度曾於市公共下水道事業特別会計予算

平成28年度曾於市の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ200,566千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、177,000千円と定める。

平成28年2月19日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		4,271
	1 負担金	4,271
2 使用料及び手数料		40,800
	1 使用料	40,799
	2 手数料	1
4 繰入金		113,393
	1 他会計繰入金	113,393
5 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
6 諸収入		2
	1 預金利子	1
	3 延滞金加算金及び過料	1
7 市債		41,100
	1 市債	41,100
歳 入	合 計	200,566

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 公共下水道事業費		67,763
	1 公共下水道事業費	67,763
2 公債費		132,077
	1 公債費	132,077
3 予備費		726
	1 予備費	726
歳 出	合 計	200,566

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業債	23,500	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金等につい て、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。
資本費平準化債	17,600	〃	〃	〃

生活排水処理事業特別会計

平成28年度曾於市生活排水処理事業特別会計予算

平成28年度曾於市の生活排水処理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ114,879千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、40,000千円と定める。

平成29年2月19日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		6,612
	1 分担金	6,611
	2 負担金	1
2 使用料及び手数料		43,236
	1 使用料	43,235
	2 手数料	1
3 国庫支出金		15,417
	1 国庫補助金	15,417
4 県支出金		1,152
	1 県補助金	1,152
5 財産収入		15
	1 財産運用収入	15
6 繰入金		25,444
	1 他会計繰入金	25,444
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		2
	1 預金利子	1
	3 延滞金加算金及び過料	1
9 市債		23,000
	1 市債	23,000
歳 入	合 計	114,879

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総務費		49,897
	1 総務管理費	11,345
	2 施設管理費	38,552
2 生活排水処理事業費		47,308
	1 浄化槽市町村整備推進事業費	47,308
3 公債費		17,174
	1 公債費	17,174
4 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	114,879

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
生活排水処理事業債	23,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し 方式で借入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金等につい て、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。

笠木簡易水道事業特別会計

平成28年度曾於市笠木簡易水道事業特別会計予算

平成28年度曾於市の笠木簡易水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ194,336千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、169,400千円と定める。

平成28年2月19日 提出

曾於市長 五位塚 剛

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		8,184
	1 分担金	7,277
	2 負担金	907
2 使用料及び手数料		9,632
	1 手数料	141
	2 使用料	9,491
3 繰入金		5,197
	1 他会計繰入金	5,197
4 諸収入		8,323
	1 預金利子	1
	2 雑入	8,322
5 市債		158,000
	1 市債	158,000
6 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
歳 入	合 計	194,336

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 簡易水道事業費		188,637
	1 簡易水道事業費	188,637
2 公債費		5,199
	1 公債費	5,199
3 予備費		500
	1 予備費	500
歳 出	合 計	194,336

第2表 地方債

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
簡易水道事業債	158,000	証書借入 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し 方式で借入れる政府資金及び地方 公共団体金融機構資金等につい て、利率の見直しを行った後にお いては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件 により、銀行その他の場合にはその債 権者と協定するものによる。ただし、 市財政の都合により据置期間及び償還 期限を短縮し、又は繰上償還もしくは 低利に借換えすることができる。

水道事業会計

平成 2 8 年度 曾 於 市 水 道 事 業 会 計 予 算

(総 則)

第 1 条 平成 2 8 年度 曾 於 市 水 道 事 業 会 計 の 予 算 は、 次 に 定 め る と ころ に よ る。

(業 務 の 予 定 量)

第 2 条 業 務 の 予 定 量 は、 次 の と お り と す る。

- (1) 給 水 戸 数 1 4 , 3 0 6 戸
- (2) 年 間 総 給 水 量 3 , 7 4 4 , 7 7 6 m³
- (3) 1 日 平 均 給 水 量 1 0 , 2 6 0 m³

(収 益 的 収 入 及 び 支 出)

第 3 条 収 益 的 収 入 及 び 支 出 の 予 定 額 は、 次 の と お り と 定 め る。

	収	入
第 1 款 水 道 事 業 収 益	5 5 5 , 7 6 2 千 円	
第 1 項 営 業 収 益	5 0 2 , 6 1 0 千 円	
第 2 項 営 業 外 収 益	5 3 , 1 3 7 千 円	
第 3 項 特 別 利 益	1 5 千 円	
	支	出
第 1 款 水 道 事 業 費 用	5 5 3 , 8 1 9 千 円	
第 1 項 営 業 費 用	4 9 2 , 3 2 5 千 円	
第 2 項 営 業 外 費 用	5 4 , 4 6 8 千 円	
第 3 項 特 別 損 失	6 千 円	
第 4 項 予 備 費	7 , 0 2 0 千 円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額226,617千円は過年度分損益勘定留保資金204,073千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額22,544千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	175,000千円	
第1項 企業債	175,000千円	
	支	出
第1款 資本的支出	401,617千円	
第1項 建設改良費	307,891千円	
第2項 企業債償還金	93,726千円	

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
水道事業債	175,000千円	証書借入又は 証券発行	5.0%以内 (ただし、利率見直し方 式で借入れる政府資金及び 地方公共団体金融機構資金 等については、利率の見直 しを行った後においては、 当該見直し後の利率)	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ものによる。ただし、 市財政の都合により据 置期間及び償還期限を 短縮し、又は繰上償還 もしくは低利に借換え することができる。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 81,824千円

(他会計からの補助金)

第7条 営業補助のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は50,598千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は、674千円と定める。

平成28年2月19日 提出

曾於市長 五位 塚 剛